

「あきる野の匠」を募集します



市の自然、歴史や文化から生まれ、先代から受け継がれてきた伝統の味、技法、熟練の技術などの継承者を「あきる野の匠」として認定し、匠の技や匠が手がける商品の魅力をあきる野市の内外を問わず発信していきます。商品の需要拡大を図るとともに、匠の技などの継承につなげ、観光客の増加、郷土愛の醸成を図っていきます。

●先代から伝わる特徴的な製法か技法を受け継いだ商品の製造・販売をしている方

●あきる野の自然、歴史、文化を生かした工芸技術、製造技術を承継している方

▽市からの支援 「あきる野の匠」が手がける商品や商品を生み出す匠の技などを冊子にまとめ市内外に発信します。また、市が主催するイベントに「あきる野の匠」が円滑に参加できるようにします。

▽認定対象 市内に事業所があり、次のいずれかに該当する方

●申込み後、内容を審査し、「あきる野の匠」に認定します。

●匠の技などを通じて、積極的に「あきる野の匠」のイメージの向上に努めるとともに市が主催するイベントで、商品の展示、販売に努めていただきます。

▽申込み方法 12月22日(金)(必着)までに観光まちづくり推進課で配布する申請書に必要事項を記入の上、送付するか直接窓口で申し込んでください。

※申請書は、市ホームページからダウンロードできます。

▽申込み・問合せ 観光まちづくり推進課秋川溪谷観光係 (〒19010164 五日市411、☎5955・113)

▽その他

平成29年度

マールポロウ市との教育交流事業報告会

中学生海外派遣事業とマールポロウ市友好訪問団受入事業を通じて、学んだことや感じたことなどを派遣団員と受入家庭の生徒が報告します。国境を越えた友情と交流の様子を聞き、会場へお越しください。

▽日時 12月10日(日) 午後2時～5時(予定)

▽場所 五日市地域交流センター13階まほろばホール

▽問合せ 生涯学習推進課生涯



学習係(直通558・2438)

年末年始のごみ収集

年末の粗大ごみの申し込みは早めに

年末は粗大ごみの申し込みが多くなります。年末の片付けで収集を希望する方は、早めに各収集地区の業者に申し込んでください。粗大ごみの出し方は、「資源とごみの出し方カレンダー」の3ページをご覧ください。

年末のごみは早めに少しずつ出しましょう

年末になると各家庭から出るごみの量が大変多くなります。一度にたくさんのごみを出すと、収集できなくなる可能性がありますので、年末のごみは、少しずつ出すよう協力をお願いします。

▽年末年始のごみ収集 地区別の「資源とごみの出し方カレンダー」を確認してください。

※12月30日(土)から平成30年1月3日(水)までは、全地区、収集を行いません。また、1月は資源の収集日が通常の週と変

わっている地区がありますので、注意してください。

表1 12月の各地区の種類別の収集最終日

種類地区	可燃ごみ	不燃ごみ、資源(ペットボトル・白色トレイ)	資源(缶・金属類、びん類)、有害ごみ、使用済小型電子機器	資源(紙類・布類)
A地区	12月28日(木)	12月26日(火)	12月27日(水)	12月22日(金)
B地区	12月28日(木)	12月19日(火)	12月20日(水)	12月15日(金)
C地区	12月29日(金)	12月21日(水)	12月18日(月)	12月20日(水)
D地区	12月29日(金)	12月28日(木)	12月25日(月)	12月27日(水)
E地区	12月28日(木)	12月22日(金)	12月26日(火)	12月27日(水)
F地区	12月28日(木)	12月15日(金)	12月19日(火)	12月20日(水)

表2 1月の各地区の種類別の収集開始日

種類地区	可燃ごみ	不燃ごみ、資源(ペットボトル・白色トレイ)	資源(缶・金属類、びん類)、有害ごみ、使用済小型電子機器	資源(紙類・布類)
A地区	1月4日(木)	1月16日(火)	1月17日(水)	1月12日(金)
B地区	1月4日(木)	1月9日(火)	1月10日(水)	1月5日(金)
C地区	1月5日(金)	1月4日(木)	1月8日(月)	1月10日(水)
D地区	1月5日(金)	1月11日(木)	1月15日(月)	1月17日(水)
E地区	1月4日(木)	1月12日(金)	1月16日(火)	1月17日(水)
F地区	1月4日(木)	1月5日(金)	1月9日(火)	1月10日(水)

年末年始のし尿の汲み取り

▽年末年始 12月28日(木)の正午まで平成30年1月4日(木)まで

西秋川衛生組合 年末年始のごみの持ち込み

西秋川衛生組合に直接ごみを持ち込めます。年末年始は、大変混雑が予想されます。ごみ収集車との混雑を避けるため、受入れを次のように行います。

▽年末年始 12月25日(月) 午後4時まで

●年始：平成30年1月8日(月) 午前9時から

▽対象 市民(個人)に限りま

す(個人で事業を営む方は不可)。氏名を運転免許証などで確認します。

▽持ち込みができるごみ 可燃・不燃・粗大ごみです。それぞれ分別して持ち込んでください(資源や有害ごみ、事業所ごみなどは、不可)。

▽その他 詳しくは、西秋川衛生組合ホームページ

(http://www.nishikigawa.or.jp/)で確認するか電話でお問い合わせください。

▽問合せ 西秋川衛生組合(☎

596・4418)、株式会社お環境サービス(☎519・9362)

家庭用有料ごみ袋の減免制度非課税調査の同意書の提出

指定収集袋で排出する家庭ごみの処理手数料には、減免制度があります。平成30年度から家庭用有料ごみ袋の減免を希望する方は、住民税が非課税であることを確認する調査のため、同意書の提出が必要です。

※平成29年度以前に同意書を提出し、内容に変更のない方は必要ありません。

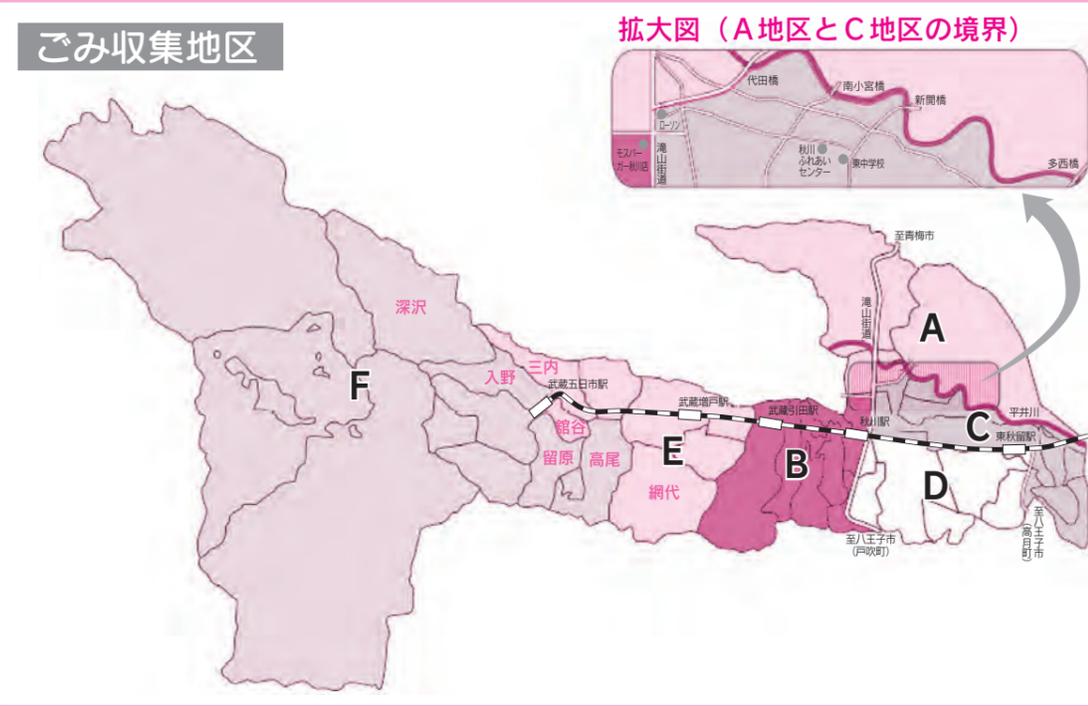
▽提出が必要な方 以前に提出した同意書の内容に変更がある方

●平成29年度の住民税が非課税の世帯で、以前に同意書を提出したことのない次に該当する方

*65歳以上のみの世帯

*身体障害者手帳1級か2級の交付を受けている方がいる世帯

*東京都愛の手帳1度か2度の交付を受けている方がいる世帯



交付を受けている方がいる世帯 *精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方がいる世帯

▽提出方法 12月22日(金)までに、はんこをお持ちの上、直接窓口へ提出してください。

▽受付時間 土曜・日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

▽提出・問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係、五日市出張所市民総合窓口係(提出のみ)